

北海道札幌北陵高等学校創立30周年記念事業協賛会規約

(名称)

第1条 本会は北海道札幌北陵高等学校創立30周年記念事業協賛会と称し、事務局を北海道札幌北陵高等学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は次の事業の遂行を目的とする。

1. 北海道札幌北陵高等学校創立30周年記念式典
2. 北海道札幌北陵高等学校創立30周年記念事業

(組織)

第3条 本会は北海道札幌北陵高等学校、北海道札幌北陵高等学校PTA・同後援会及び北海道札幌北陵高等学校同窓会をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 顧問（若干名） 校長，前年度PTA後援会会長などとする
2. 協賛会長（1名） 本会を代表し，会務を総括する
3. 協賛会副会長（5名） 会長を補佐し，会長に事故あるときは会務を代行する。
代行代表は副会長の互選とする。又，本会事業の各部の業務を総括する。
3. 監査（2名） 本会の会計を監査する
4. 事務局長（1名） 本会の事務局を総括する
5. 事務局次長（2名） 事務局長を補佐し，事務局長に事故あるときは，その業務を代行する。

(構成)

第5条 本会の事業を達成するため，次の各部を構成し，主な係ごとに校内委員及び校外委員を若干名置き，業務を遂行する。

	部長	主な係	校内委員	校外委員	主な業務
庶務部	副会長 1名	庶務	若干名	若干名	庶務，渉外， 関係資料の保存
式典部	副会長 1名	記念式典	若干名	若干名	記念式典全般の企画・立案
事業部	副会長 1名	記念祝賀会 記念事業	若干名	若干名	祝賀会全般の企画立案 記念事業全般の企画立案
編集部	副会長 1名	記念誌編集	若干名	若干名	記念誌の企画立案， 編集と発行
会計部	副会長 1名	会計	若干名	若干名	会計業務全般

(役員を選出)

第6条 本会の役員のうち、会長、副会長、監査は本会設立総会において選出し、その他の役員及び校内委員・校外委員は会長が委嘱する。

(会議)

第7条 本会の企画運営並びに連絡調整のため、必要に応じて次の会議を開くものとし、会長が招集する。ただし、部会は当該副会長が、校内委員会は事務局長がそれぞれ招集する。

1. 総会（設立時及び解散時、その他会長が必要と認める場合）
2. 役員会（第4条に掲げた役員からなる）
3. 拡大役員会（役員その他、各部の校内委員・校外委員の代表からなる）
4. 部会（当該の部長及びその校内委員・校外委員）
5. 校内委員会（事務局長、事務局次長及び連絡調整に必要な校内委員）

(規約の改廃等)

第8条 本会の規約の改廃又は細則の制定等については、拡大役員会において審議し決定することができる。

(解散)

第9条 本会は、第2条の目的を達成したとき、解散する。

付 則 本規約は、平成12年5月6日から施行する。